

## 清須市広告付番号案内表示機設置に係る仕様書

清須市広告付番号案内表示機設置運營業務に係る事業者を選定するにあたり、設置運営する機器及び業務に係る仕様を以下のとおり定める。

### 1 広告付窓口番号案内表示機

#### (1) 機器の設置場所

清須市役所 北館 1階待合ホール天井  
別添設置範囲図参照

#### (2) 稼働時間

市役所開庁日（原則として市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

#### (3) 行政情報及び広告

- ① 行政情報の素材は市が提供し、映像の制作は設置事業者が行うものとする。
- ② 本市からの行政情報の依頼については、簡単な手法（連絡票等）により受付すること。
- ③ 1枠20秒程度を基本とし、行政情報及び民間広告を放映すること。
- ④ 10分から15分程度で1サイクルとし、そのうち25%以上の時間を行政情報とする。
- ⑤ 見やすい配色や大きな文字等の構成に配慮すること。
- ⑥ 広告は、動画又は静止画での放映とし、音量調整が可能なものとする。（基本的には無音とする。）
- ⑦ 広告主の募集、広告及び行政情報の制作、放映等は設置事業者が行うものとする。
- ⑧ 広告主は地域事業者を中心とすること。
- ⑨ 放映する広告については、清須市広告掲載要綱（令和元年清須市告示第11号）及び清須市広告掲載基準（令和元年清須市告示第12号）の規定によるものとする。また、広告内容については、放映する前に市の審査を受け承認されたものに限る。
- ⑩ 放映する広告内容に対する苦情、その他広告内容に係る対応は、設置事業者において行うものとする。

#### (4) 設置機器の構成及び台数

- ① 広告及び行政情報放映モニター
- ② 番号案内表示モニター  
交付番号表示のための制御機器（バーコードリーダー方式）

※構成及び台数については、交付業務の流れ・設置場所・機器の仕様等考慮して提案すること。

- ③ 上記①・②を制御及び稼働させるための付属機器一式

#### (5) 機器の設置方法及び設置場所

モニター機器の設置方法及び設置場所については、天井吊り下げ方式とし、業務に支障のない方法及び場所を提案すること。

なお、レイアウトを今後変更する場合は、その際の移設等は設置業者の負担とする。

## (6) 機器の仕様

### ① 広告及び行政情報放映モニター

ア 薄型で待合席から見やすいものとし、大型のモニターを使用すること。

イ 放映する広告及び行政情報はパターンプログラムにより自動的に切り替わること。(内容・枠数・回転数は提案内容により別途協議のうえ決定)

ウ タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であること。

エ 緊急時には画像を手動で差し込み表示ができること。

### ② 番号案内表示モニター

市民課受付窓口で申請した後、交付のために交付窓口へ呼び出しするためのモニターとして使用する。

ア モニターは薄型で待合席から見やすいものとし、大型のモニターを使用すること。

イ 画面表示は、表示する番号の数に応じて4窓から最大16窓以上まで4段階以上の自動切り替えができること。また、最大表示数を超えた場合は、最大表示画面とそれを超えた番号の表示画面を交互に表示する機能を有すること。

ウ 番号案内表示・消去操作はバーコードスキャン、パソコンの操作により行うことができること。

エ 番号表示と音声又はチャイムによる呼び出しを自動的にできること。

オ 聞き取りやすい呼出音量が設定できること。

カ 通常業務で使用する操作は、簡単で専門的な知識などを必要としないこと。

キ 窓口に関する各種案内・告知等のテキストを任意に登録してスクロール表示できること。

## (7) 交付業務の流れ

① 申請者の本人確認を行い申請書確認後に、バーコード付きのクリアファイルに申請書を入れ証明書等発行担当に、また、申請者には番号札を手渡し待合席で待ってもらう。

② 証明書等の発行が完了したら、クリアファイルのバーコードを読み取る。

③ 番号案内表示モニターへの番号表示と同時に呼出音も流れ、申請者に手続きの完了を知らせる。

④ 申請者は番号札を持って証明書交付窓口へすすみ、番号札と交換に手数料を支払い証明書等を受領する。

⑤ もう一度クリアファイルのバーコードを読み取ると、呼出し番号が消える。

## (8) 特記事項

① 制作、電源工事を含む取り付け、番号案内表示機の運営及び維持管理に係る費用については、事業者の負担とする。

② 広告主の募集は、設置事業者において行うものとする。

③ 放映時間中に広告主の責めに帰す理由に基づき、その使用に不適當な事情が生じた

とき、及び災害等の緊急の際には広告の放映の中止をすることができるものとする。

- ④ 案内表示機に不具合が生じた場合に、速やかな対応が可能な体制が整っていること。
- ⑤ 番号案内表示機について操作研修の実施及びマニュアルの配布をすること。
- ⑥ 機器の配置等について、市民目線において番号案内の見やすさ、利用しやすさについて配慮されたものであること。
- ⑦ 行政情報を入力するための専用パソコン等の周辺機器は事業者の負担とする。
- ⑧ 使用期間が終了したときは、事業者の負担で撤去し、原状回復すること。
- ⑨ 市民課窓口における番号案内表示機については、窓口業務に対応するための必要な機能を十分に備えていれば、設置機器の内容、種類及び設置数等については独自の提案によることができるものとする。詳細については、円滑な業務が行えるよう機能や他市運営事例等を説明、提案し、市と協議の上、導入を行うものとする。また、導入後においても、運用上問題となる場合は、市と協議の上、設定変更、簡易な配置換え等については無償で対応することとする。
- ⑩ 窓口、待合等配置については、本事業の趣旨を踏まえ配慮をするが、意向に沿えないこともあります。また、窓口としての合理性、利便性、その他理由により見直し、変更を行うことがあります。
- ⑪ 機器等の保守については、定期的実施するものとする。

(9) その他

① 操作研修の実施

稼働前には、窓口業務に従事する本市職員が番号表示の端末操作を理解できるよう研修を行い、稼働後も十分なフォローアップに努めること。

- ② 設置した機器に関する不具合などについては事業者が誠意をもって速やかに対応するものとする。

- ③ 業務期間の終了に伴う機器の撤去については、事業者が速やかに実施するものとするが、業務期間中に伴う機器の切り替え期間として清須市が業務上必要とする場合については期間の延長ができるものとする。

- ④ この仕様書に明記されていない細部の事項については、市担当者の指示に従うものとする。

- ⑤ 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。